

第2章 環境に関する国内外の動向

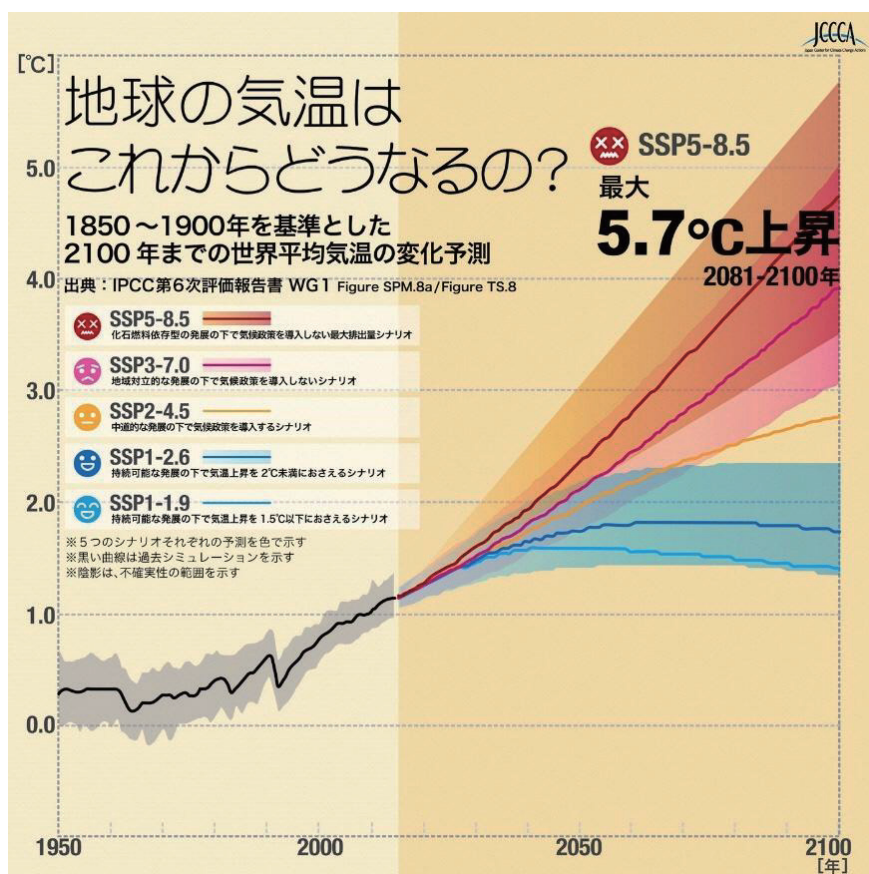
第1節 地球温暖化に伴う気候変動問題

産業革命以降、石油や石炭などの化石燃料の使用が増えたことで、大気中の温室効果ガスが増加しています。その結果、世界の平均気温は産業革命前と比較して2020年までに1.1℃上昇しており、今もなお上昇が続いています。

今後も温室効果ガスを継続的に排出した場合、世界の平均気温は21世紀半ばまで上昇し続け、21世紀末には産業革命前と比較して最大で5.7℃上昇することが予測されています。また、気温が1.5℃上昇する場合と2℃上昇する場合では、生じる影響に大きな差があるとされています。

これを受け、世界の国々では気温上昇を1.5℃に抑制することが合意されましたが、今後10年間に温室効果ガスの排出量を急速かつ大幅に削減しない限り、世界の平均気温の上昇は1.5℃又は2℃に抑えられないことが予測されています。

なお、地球温暖化に伴う気候変動により、すでに食料不足や海面水位の上昇、異常気象や生物多様性への影響が生じています。さらに地球温暖化が進むと熱中症などの健康リスクや気象災害等のリスクがより高まります。



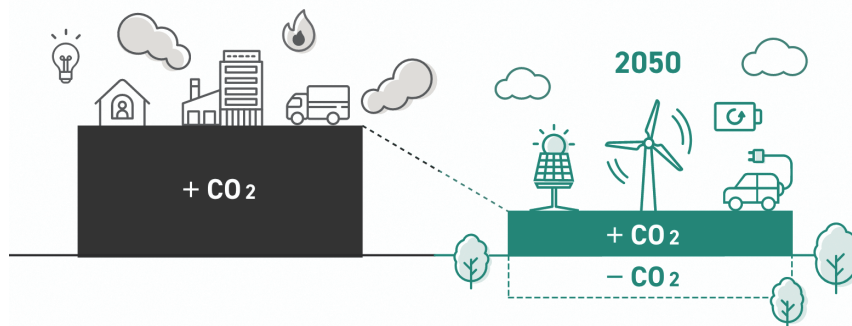
資料：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<https://www.jccca.org/>)



こうした中、政府は2020年10月に「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。2021年4月には、2050年カーボンニュートラルに向けて、「2030年度に温室効果ガスを2013年度比で46%削減、さらに50%の高みを目指す」という目標が発表されました。さらに、2025年2月には「2035年度に60%削減、2040年度には73%削減」という目標が示され、その実現に向けた新たな地球温暖化対策計画が策定されました。

また、2023年4月には気候変動適応法が改正され、熱中症の発生予防を強化する仕組みの創設などの措置が講じられ、熱中症対策の一層の推進が図られています。

こうした国の動向を受け、全国の各自治体においても、カーボンニュートラルの実現に向けた取組や、気候変動への適応に向けた取組が進められています。



資料：環境省脱炭素ポータル「カーボンニュートラルとは」

第2節 資源循環と海洋プラスチック問題

大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄を生み出すほか、天然資源の枯渇や大規模な資源採取による生物多様性の破壊など、さまざまな環境問題を引き起こしています。環境問題が深刻化する中、原材料から製品を製造し、使用後に廃棄する一方通行型の経済活動から、持続可能な資源利用を目指す「資源循環型社会」への移行が世界的な潮流となっています。

日本では、2000年に「循環型社会形成推進基本法」が公布され、「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効果的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない「循環型社会」の形成を目指すことが急務とされました。

特にプラスチックごみによる海洋汚染が深刻な問題となっています。プラスチックは経済発展に貢献してきましたが、資源としての活用が進まず、毎年約800万トンが海洋に流出していると推計されています。2050年には、海洋中のプラスチックの重量が魚を上回ると予測されています。プラスチックは賢く付き合えば私たちに恩恵をもたらすものですが、資源循環の分野では、不適正な管理等により海洋に流出した海洋プラスチックごみが世界的な課題となっています。海洋プラスチックごみは生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能低下、景観への悪影響、船舶航行の障害、漁業や観光への影響など、様々な問題を引き起こしています。

こうした状況を受け、世界各国は「2050年までに海洋プラスチックごみによる新たな汚染をゼロにする」というビジョンを共有し、国連主導でプラスチックのライフサイクル全体を対象とした国際的な対策の枠組みづくりが進められています。

日本では、2019年に3R+Renewable（リデュース、リユース、リサイクル、リニューアブル）



を基本原則とする「プラスチック資源循環戦略」が策定され、その後、2022年に「プラスチック資源循環促進法」が施行、製品プラスチックも含めた分別収集や再資源化の取組が全国的に広がりを見せています。自治体や事業者による回収・リサイクル体制の整備が進み、従来「燃えるごみ」とされていた製品プラスチックも再資源化の対象として回収されるようになってきました。

第3節 生物多様性の危機

近年、生物多様性の損失が進み、絶滅の危機にある野生生物が増加しています。人間活動が主な要因とされ、種の絶滅速度は自然状態の約100~1,000倍に達していると報告されています。

こうした状況を受け、世界では2030年までに陸と海の30%以上を保全する「30by30目標」や、生物多様性の損失を止めて回復させる「ネイチャーポジティブ」が合意されました。

日本でも2022年に「30by30ロードマップ」が了承、2023年に「生物多様性国家戦略2023-2030」が策定され、「2030年ネイチャーポジティブ」の実現に向けて自然資本を活かす社会経済活動の推進が示されています。これに伴い、環境省は「ネイチャーポジティブ経済移行戦略ロードマップ」を策定し、企業や自治体による自然の価値の見える化や地域資源を活かした取組を支援しています。2025年4月には「地域生物多様性増進法」が施行され、地域や民間団体による保全活動が制度的に支援されるようになりました。

現在、日本では国立・国定公園の拡張や管理の質の向上、「自然共生サイト」の認定が進められており、2025年12月末時点で485か所の「自然共生サイト」が認定されています。これらの取組は、地域の自然を守りながら持続可能な社会の実現に向けた重要な一歩です。

一方で、近年ではクマなどの野生動物が人里に出没する事例が増え、人や農作物への被害が深刻化しています。こうした有害鳥獣による被害は、生息環境の変化や人間活動による生態系のバランスの乱れを示すものとも言えます。

第4節 持続可能な開発目標とウェルビーイングの実現

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、国際社会が人間活動に伴う諸問題を喫緊の課題と認識し、協働して解決に取り組むことを決意した指針です。

その中核を成す持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）は、17のゴール・169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

2025年の国際報告では、日本は環境分野で厳しい評価を受けました。プラスチックごみや食品ロス（目標12）、CO2排出量や再エネ導入の遅れ（目標13）、海洋資源管理の不十分さ（目標14）、生物多様性保全地域の少なさ（目標15）などが課題とされています。

こうした中、日本ではSDGsの理念を踏まえ、持続可能な経済社会への転換を目指し、「地域循環共生圏」の実現が重視されています。これは地域の多様な資源を活用し、環境・社会・経済の統合的な向上を図る考え方で、2018年の第5次環境基本計画で初めて提唱されました。

2024年に策定された第6次環境基本計画では、地域循環共生圏は「ウェルビーイング（高い生活の質）」の実現に向けた「新たな成長」の実践の場とされ、地域が自立し、ネットワークでつながる「自立・分散型社会」の構築が目指されています。また、地域循環共生圏は「ローカル



SDGs」とも呼ばれ、全国各地で地域資源を活かした事業やプラットフォームの構築が進められています。

さらに、政府は脱炭素と経済成長の両立を図るため、GX（グリーントランスフォーメーション）を加速する長期戦略として2025年2月に「GX2040ビジョン」を策定しました。このビジョンは、エネルギーの安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現を目指し、GX産業構造の確立、脱炭素電源を活用した産業立地、成長志向型カーボンプライシング構想、公正な移行などを柱としています。官民で10年間に150兆円規模の投資を呼び込み、2050年カーボンニュートラルに向けた現実的な移行を進めるとともに、世界の脱炭素化にも貢献することを目指しています。

